

(法第10条第1項第1号関係記載例)

特定非営利活動法人小粋なきもの倶楽部定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人小粋なきもの倶楽部という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市有松3丁目12番28号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く子どもから大人、国内外の一般市民を対象とする。きものを通じて観光の振興を図る国際親善・文化交流・記念行事及び社会的弱者ならびに高齢者の生きがい作りの福祉事業、経済活動の活性化など。着物着装時災害での安心講座、被災地等への支援を行う。和装文化とそれを支える伝統産業の展示公開や普及啓発に関する事業・助言・振興・発展・教育・町づくりの推進に寄与し、職業能力開発等の支援事業を行うことをもって、社会に貢献し楽しむことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ①保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ②社会教育の推進を図る活動
- ③まちづくりの推進を図る活動
- ④観光の振興を図る活動
- ⑤学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑥環境の保全を図る活動
- ⑦災害救援活動
- ⑧地域安全活動
- ⑨人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑩国際協力の活動
- ⑪男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑫子どもの健全育成を図る活動
- ⑬情報化社会の発展を図る活動
- ⑭経済活動の活性化を図る活動
- ⑮職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑯消費者の保護を図る活動
- ⑰前項にあげる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① きもの着用時での防災周知活動、きもの全般に関する知識
- ② ひとり親応援プログラム事業
- ③ 国内外の方々の伝統工芸に触れるイベント、講習会の開催
- ④ きもの全般にわたる悉皆の指導、リメイクなど
- ⑤ 行政から依頼されるイベント活動

(2) その他の事業

- ① チャリティーバザー事業（和小物、リメイク作品の販売、コンサート）
- ② きものに関する悉皆の斡旋事業
- ③ SNS などによる情報発信、募金活動

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛同して、臨時的に寄付行為や奉仕活動等の協力をする個人、法人及び団体。

(入会)

第7条

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 心身の故障により、活動に参加できないと認められるとき。
- (6) 連絡不能となったとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 60 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 3 月 1 日に始まり翌年 2 月 28 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を

得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、石川県に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	鶴賀 雄子
副理事長	橘 外志美
副理事長	中山 典子
同	齋藤 厚子
監事	山本 潤子
同	谷口 敦子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2023年2月28日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2022年2月28日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 2,000円
正会員年会費 3,000円(1年間分)
- (2) 賛助会員入会金 10,000円、
賛助会員年会費 12,000円(1年間分)
- (3) 役員入会金 5,000円

役員年会費 6,000円(1年間分)
(4) 寄 付 30,000円、50,000円、100,000円、200,000円、300,000円以上

7 令和4年5月22日 追加
今年度の役員は次に掲げる者とする。

理事長	鶴賀 雄子
副理事長	橘 外志美
同	齋藤 厚子
監事	山本 潤子
同	谷口 敦子

令和4年度 事業計画書

令和4年3月1日から 令和5年2月28日まで

特定非営利活動法人小粋なきもの倶楽部

1 事業実施の方針

この法人は、広く子どもから大人、国内外の一般市民を対象とする。きものを通じて観光の振興を図る国際親善・文化交流・記念行事及び社会的弱者ならびに高齢者の生きがい作りの福祉事業、経済活動の活性化など。着物着装時災害での安心講座、被災地等への支援を行う。和装文化とそれを支える伝統産業の展示公開や普及啓発に関する事業・助言・振興・発展・教育・町づくりの推進に寄与し、職業能力開発等の支援事業を行うことをもって、社会に貢献し楽しむことを目的とする。

従来通り、ひとり親応援プログラムやイベント事業、きもの全般にわたる悉皆の指導、リメイク等を行いながら、行政からの依頼により各種イベント事業を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	・予定日時 ・場所	・従事 者の予 定人数	受益対象 者の範囲 及び予定 人数	支出見込 額 (千円)
① 防災周知活動	実施予定なし				
② ひとり親応援プログラム	成人式後撮り(カメラマン、スタジオ) ヘアー・メイク・着付け 振袖一式無料貸し出し	R4年3月 金沢市	20	20	6
③ イベント事業	和食マナー講座 ・和の作法を学ぶ ・県外客の誘致(石川県の旅行の提案プラン援助) *コロナ収束見越して	R4年10月 金沢市	20	20	445
④ きもの全般にわたる悉皆の指導、リメイク	お仕立て、染み抜きリメイクきもの全般のお困りごと相談	通年	20	20	10
⑤ 行政から依頼されるイベント活動	各種イベント	随時	不特定多数	不特定多数	10

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業 内 容	予定日時 場所	従事者 の予定 人数	受益対 象者の 範囲及 び予定 人数	支出見込額 (千円)
① チャリテ ィーバザ ー	寄付による和小物、リメイク 作品の販売 共催：ANAクラウンプラザホテ ル金沢	R4年7月 金沢市	20	不特定 多数	6
② 会員相互 の親睦会	会員相互の意見交換のため親 睦会を開催する	年一回 金沢市	20	20	3
③ SNS 情報 発信・募金 活動	SNSによる周知活動や募金活動 クラウドファンディング	不特定多 数	不特定 多数	不特定 多数	10

令和5年度 事業計画書

令和5年3月1日から 令和6年2月28日まで

特定非営利活動法人小粋なきもの倶楽部

1 事業実施の方針

この法人は、広く子どもから大人、国内外の一般市民を対象とする。きものを通じて観光の振興を図る国際親善・文化交流・記念行事及び社会的弱者ならびに高齢者の生きがい作りの福祉事業、経済活動の活性化など。着物着装時災害での安心講座、被災地等への支援を行う。和装文化とそれを支える伝統産業の展示公開や普及啓発に関する事業・助言・振興・発展・教育・町づくりの推進に寄与し、職業能力開発等の支援事業を行うことをもって、社会に貢献し楽しむことを目的とする。

従来通り、ひとり親応援プログラムやイベント事業、きもの全般にわたる悉皆の指導、リメイク等を行いながら、行政からの依頼により各種イベント事業を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	・予定日時 ・場所	・従事 者の予 定人数	受益対象 者の範囲 及び予定 人数	支出見込 額 (千円)
① 防災周知活動	実施予定なし				
② ひとり親応援プログラム	成人式後撮り(カメラマン、スタジオ) ヘアー・メイク・着付け 振袖一式無料貸し出し	R5年3月 金沢市	20	20	6
③ イベント事業	和食マナー講座 ・和の作法を学ぶ ・県外客の誘致(石川県の旅行の提案プラン援助) *コロナ収束見越して	R5年10月 金沢市	20	20	445
④ きもの全般にわたる悉皆の指導、リメイク	お仕立て、染み抜きリメイクきもの全般のお困りごと相談	通年	20	20	10
⑤ 行政から依頼されるイベント活動	各種イベント	随時	不特定多数	不特定多数	10

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業 内 容	予定日時 場所	従事者 の予定 人数	受益対 象者の 範囲及 び予定 人数	支出見込額 (千円)
① チャリテ ィーバザ ー	寄付による和小物、リメイク 作品の販売 共催：ANAクラウンプラザホテ ル金沢	R5年7月 < 金沢市	20 <	不特定 多数 <	6 <
② 会員相互 の親睦会	会員相互の意見交換のため親 睦会を開催する <	年一回 < 金沢市	20 <	20 <	3 <
③ SNS 情報 発信・募金 活動 <	SNSによる周知活動や募金活動 クラウドファンディング <	不特定多 数 <	不特定 多数 <	不特定 多数 <	10 <

令和4年度 活動予算書
令和4年3月1日～令和5年2月28日

特定非営利活動法人小粋なきもの倶楽部

科目	金額 (単位:円)		
	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費@2,000×30人	60,000		60,000
年会費(正会員)@3,000×30人	90,000		90,000
役員・社員入会費@5,000×18人	90,000		90,000
役員・社員年費@5,000×18人	90,000		90,000
賛助会員受取入会費	0		0
賛助会員受取年会費	0		0
2 受取寄付金			
受取寄付金	200,000		200,000
施設等受入評価益	0		0
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
4 事業収益			
チャリティーバザー事業収益		100,000	100,000
受託事業収益		100,000	100,000
5 その他収益			
受取利息	0		0
雑収益	0		0
経常収益計	530,000	200,000	730,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0	0	0
臨時雇賃金	0	0	0
ボランティア評価費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
旅費交通費	50,000	0	50,000
通信運搬費	27,000	13,000	40,000
印刷製本費	80,000	0	80,000
消耗品費	30,000	0	30,000
備品費	20,000	0	20,000
会議費	54,000	6,000	60,000
施設等評価費用	0	0	0
減価償却費	0	0	0
保険料	0	0	0
研修費	150,000		150,000
諸謝金	50,000	0	50,000
支払利息	0	0	0
雑費	10,000	0	10,000
その他経費計	471,000	19,000	490,000
事業費計	471,000	19,000	490,000
2 管理費			0
(1) 人件費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
旅費交通費	5,000	0	5,000
通信運搬費	3,000	0	3,000
印刷製本費	5,000	0	5,000
消耗品費	5,000	0	5,000
備品費	2,000	0	2,000
会議費	6,000	0	6,000

施設等評価費用	0	0	0
減価償却費	0	0	0
保険料	0	0	0
研修費	50,000	0	50,000
諸謝金	0	0	0
支払利息	0	0	0
雑費	0	0	0
その他経費計	76,000	0	76,000
管理費計	76,000	0	76,000
経常費用計	547,000	19,000	566,000
当期経常増減額	▲ 17,000	181,000	164,000
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期正味財産増減額	164,000	0	164,000
前期繰越正味財産額	0	0	168,000
次期繰越正味財産額	332,000	0	332,000

令和5年度 活動予算書
令和5年3月1日～令和6年2月28日まで

特定非営利活動法人小粋なきもの倶楽部

科目	金額 (単位: 円)		
	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費@2,000×30人	60,000		60,000
年会費(正会員)@3,000×30人	90,000		90,000
役員・社員入会費@5,000×18人	90,000		90,000
役員・社員年費@5,000×18人	90,000		90,000
賛助会員受取入会費	0		0
賛助会員受取年会費	0		0
2 受取寄付金			
受取寄付金	200,000		200,000
施設等受入評価益	0		0
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
4 事業収益			
チャリティーバザー-事業収益		100,000	100,000
受託事業収益		100,000	100,000
5 その他収益			
受取利息	0		0
雑収益	0		0
経常収益計	530,000	200,000	730,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0	0	0
臨時雇賃金	0	0	0
ボランティア評価費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
旅費交通費	50,000	0	50,000
通信運搬費	27,000	13,000	40,000
印刷製本費	80,000	0	80,000
消耗品費	30,000	0	30,000
備品費	20,000	0	20,000
会議費	54,000	6,000	60,000
施設等評価費用	0	0	0
減価償却費	0	0	0
保険料	0	0	0
研修費	150,000		150,000
諸謝金	50,000	0	50,000
支払利息	0	0	0
雑費	10,000	0	10,000
その他経費計	471,000	19,000	490,000
事業費計	471,000	19,000	490,000
2 管理費			0
(1) 人件費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
旅費交通費	5,000	0	5,000
通信運搬費	3,000	0	3,000
印刷製本費	5,000	0	5,000
消耗品費	5,000	0	5,000
備品費	2,000	0	2,000
会議費	6,000	0	6,000
施設等評価費用	0	0	0

減価償却費	0	0	0
保険料	0	0	0
研修費	50,000	0	50,000
諸謝金	0	0	0
支払利息	0	0	0
雑費	0	0	0
その他経費計	76,000	0	76,000
管理費計	76,000	0	76,000
経常費用計	547,000	19,000	566,000
当期経常増減額	▲ 17,000	181,000	164,000
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期正味財産増減額	164,000	0	164,000
前期繰越正味財産額	0	0	332,000
次期繰越正味財産額	496,000	0	496,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。

(その他の事業を定款で掲げていない法人はこの脚注は不要)